

大学等奨学金利子支援給付金を支給します!!

大学等卒業後の若年層に対し、奨学金返済の負担軽減を図り、長瀬町への転入・定住を促進することを目的に「大学等奨学金利子支援給付金」を支給します。

●申請資格

- ①申請時に、長瀬町に住民登録があり、引き続き長瀬町に定住する意志のあること。
- ②奨学金の貸与を受けて大学・短期大学・大学院・高等専門学校・専修学校専門課程等を修了していること。
- ③申請年度の翌年度の4月1日現在（令和8年度新規申請の場合、令和9年4月1日現在）の年齢が40歳未満であること。
- ④申請年度の前年度の10月1日から申請年度の9月30日（令和8年度申請の場合、令和7年10月1日から令和8年9月30日）までの間に奨学金を返還していること。
- ⑤申請時に、本町の町税を滞納していないこと。
- ⑥就労していること。

※過去に給付の決定を受けている方は③を除く。

●給付額

上記④の期間中に返還した奨学金の利子額（1,000円未満切り捨て、上限3万円）

●申請方法

申請書に次の書類を添付し、教育委員会へ持参又は郵送

- ①大学等を卒業したことを確認することができる書類（卒業証書の写し、卒業証書など）
- ②奨学金貸与機関が発行する奨学金全体の返還計画を確認することができる書類
- ③返還した金額（元金及び利子の内訳を含む。）を確認することができる書類
- ④就労証明書

※過去に給付の決定を受けている方は①・②を除く。

※申請書は教育委員会で配布のほか、町ホームページからもダウンロードできます。

●給付期間 10年間（毎年度申請が必要です。）

●申請期間 10月1日(休)～12月4日(金)（当日消印有効）※土・日曜日、祝日を除く

問合せ 教育委員会 教育総務担当 ☎66・3111 内線304

障害者の法定雇用率が引き上げられています

障害者の法定雇用率が、令和6年4月から段階的に引き上げられていましたが、令和8年7月1日以降は2.7%になりました。（令和8年6月までは2.5%（民間企業）。）

対象事業主の範囲も、常用雇用労働者数40.0人から37.5人以上と拡大することから、障害者の雇用機会を一層確保していくことが求められます。

詳細はハローワーク秩父にお問い合わせください。

問合せ ハローワーク秩父 ☎22・3215

第三者に住民票や戸籍などを交付した場合の本人通知制度

本人通知制度は、本籍の記載のある住民票の写しや戸籍の謄抄本等を本人の代理人や第三者に交付した場合、事前に登録をした方へその交付の事実をお知らせし、住民票などの不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害を防ぐ制度です。

長瀬町に住民登録や本籍のある方が登録できます。登録申請の際には、本人確認書類（運転免許証、旅券又はマイナンバーカードなど）をお持ちください。

問合せ 町民課 住民担当 ☎66・3111 内線126